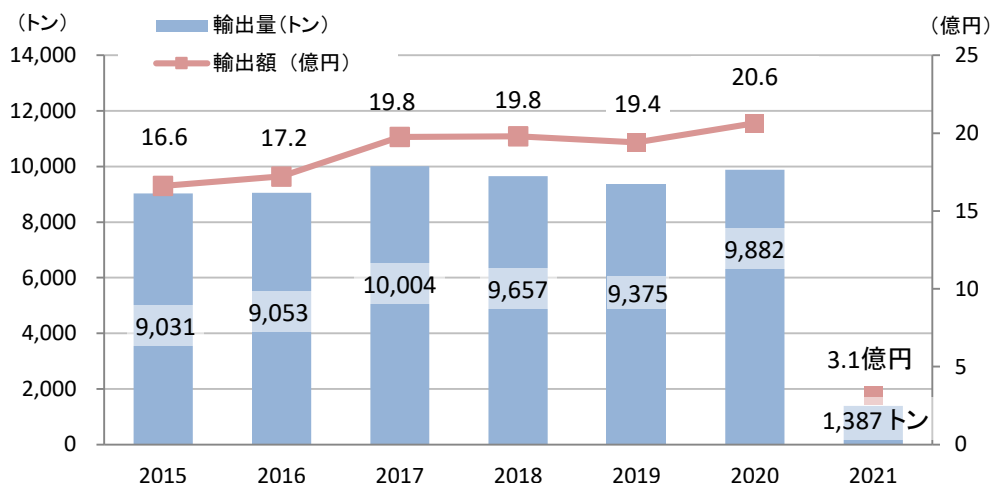


鶏肉の輸出について

最近の輸出実績の推移

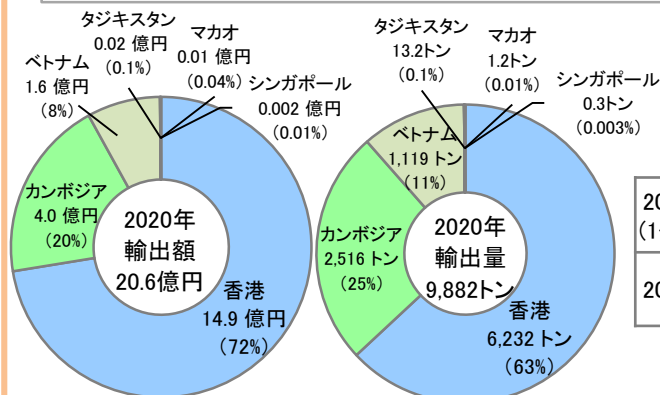
対前年比
(2020年)
金額: 106%
数量: 105%

対前年比
(2021年1-4月)
金額: 48%
数量: 41%



日本産鶏肉の国・地域別輸出実績

資料: 財務省「貿易統計」



※四捨五入の関係で、割合の合計が100%とならない場合がある。

2030年輸出目標: 100億円
(2025年輸出目標: 45億円)

- 輸出可能国・地域
香港、ベトナム、カンボジア、シンガポール、EU、マカオ 等
- 輸出解禁協議中の国・地域
中国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況> (2021年5月末現在)

	香港	ベトナム	シンガポール	マカオ
施設数	76	70	1	17

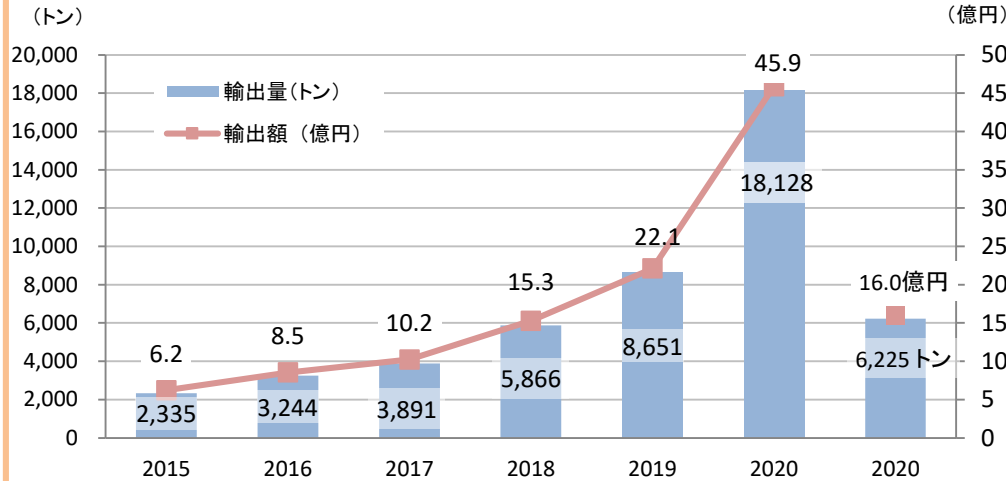
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産者・食鳥処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 低コスト化の実現による価格競争力の強化や、輸出先国の求める高度な衛生水準に対応する輸出認定施設を増加
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進



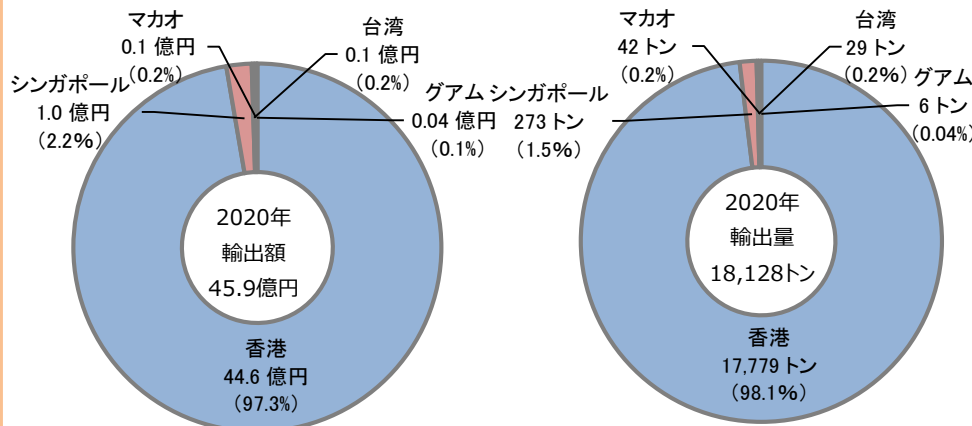
鶏卵の輸出について

最近の輸出実績の推移



日本産鶏卵の国・地域別輸出実績

資料: 財務省「貿易統計」



※四捨五入の関係で、割合の合計が100%とならない場合がある。

2030年輸出目標: 196億円
(2025年輸出目標: 63億円)

- 輸出可能国・地域
香港、シンガポール、台湾、米国、EU等
- 輸出解禁協議中の国・地域
中国 等

＜輸出先国・地域別の施設認定状況＞(2021年5月末現在)

	香港	シンガポール (殻付鶏卵)	シンガポール (卵製品)
施設数	188	8	2

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産者・鶏卵処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 農場・鶏卵処理施設での高度な衛生管理への対応等、輸出先国が要求する条件に対応
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進

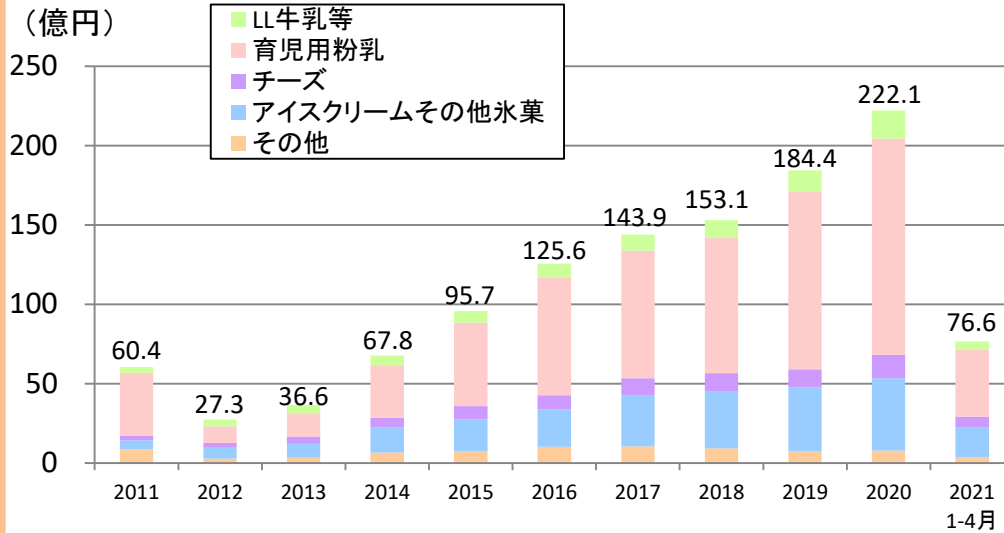


牛乳・乳製品の輸出について

日本産牛乳・乳製品の輸出実績

対前年比
(2019年)
120.4%

対前年同期比
(2020年1-4月)
107.1%



資料:財務省「貿易統計」

2030年輸出目標 720億円
(2025年輸出目標:328億円)

- 輸出可能国・地域
ベトナム、香港、台湾、シンガポール、韓国、タイ、米国、カナダ、EU、中国(第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ) 等
- 輸出解禁協議中の国
中国(第4類(酪農品)、第19類(ミルクの調製品))

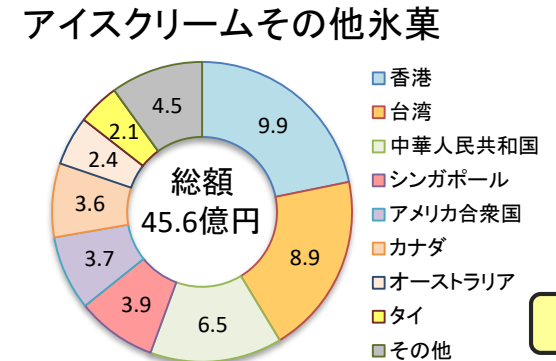
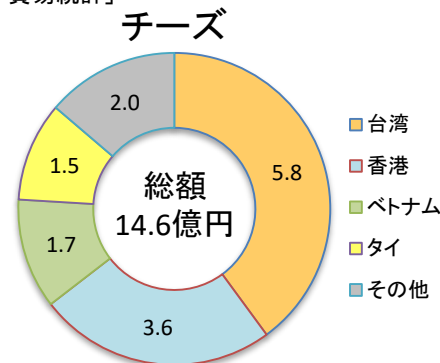
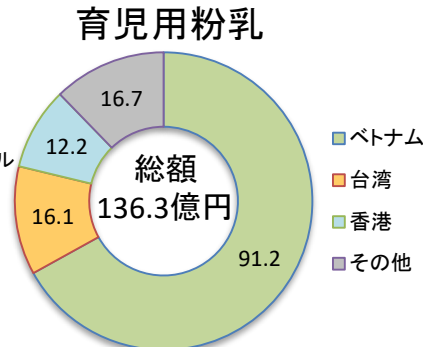
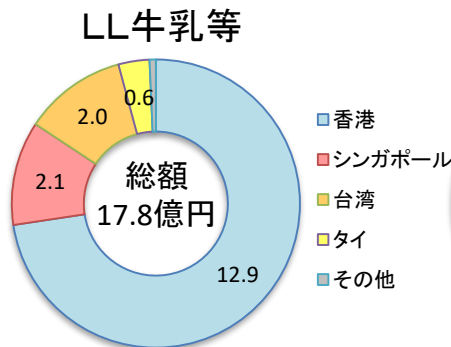
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 増頭奨励事業等の活用による生乳生産量の維持・拡大
(2030年度に生乳生産量780万トン)
- 輸出先国が求める条件に対応した輸出施設の整備
- 生産者・乳業者・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築



主要品目の国・地域別輸出実績(2020年)

資料:財務省「貿易統計」

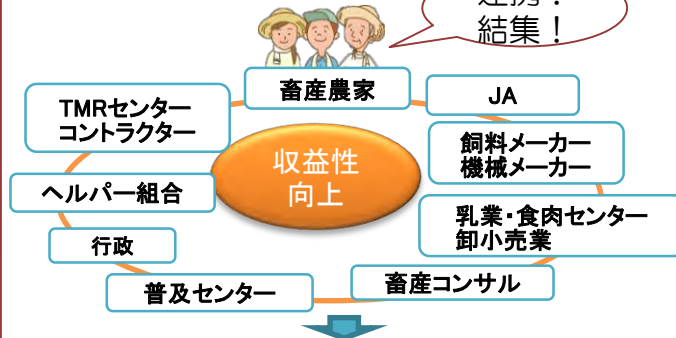


【その他】

畜産クラスターの支援状況（H26当初～R2補正）

- ・ 畜産農家を始め地域の関係者が連携し、地域の畜産の収益性向上を図る畜産クラスターの取組を推進。
- ・ 収益性向上のための実証の取組、中心的な経営体の施設整備や機械導入を支援。
- ・ 畜種を問わず、様々な取組が開始されている。

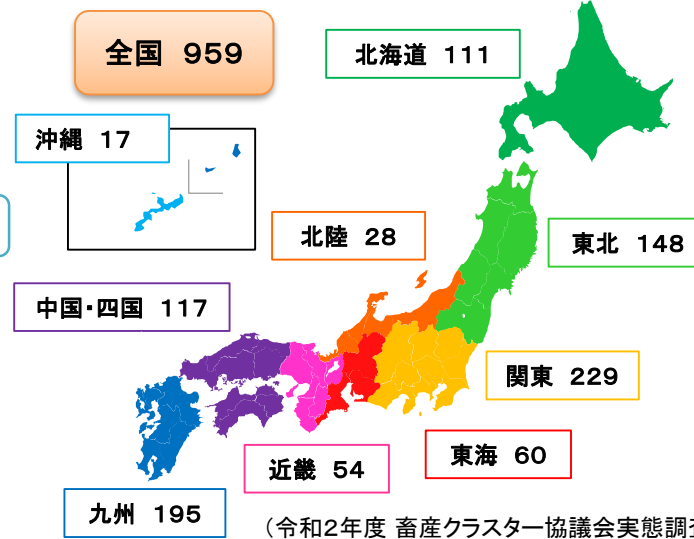
○畜産クラスター協議会



畜産クラスター計画

- ・ 収益性向上のための取組内容
- ・ 中心的な経営体やその他の構成員の役割、連携の内容
- ・ 収益性向上の目標 等

○畜産クラスター協議会の設立状況



○協議会が対象としている畜種

畜種	協議会数
酪農	452
肉用牛	553
養豚	287
肉用鶏	108
採卵鶏	189

※ 多くの協議会において、複数の畜種等を対象としているため、合計は左図（全国959）と一致しない。

（参考）

事業	取り組んだ協議会数
施設整備	514
機械導入	767
実証支援	124

※協議会数は重複有り。

事業	予算額 (億円)	事業	予算額 (億円)
26当初	0.7	29補正	施設整備・機械導入・実証支援 665
26補正	施設整備・機械導入・実証支援 203	30補正	施設整備・機械導入・実証支援 650
27当初	施設整備・実証支援 76	R1補正	施設整備・機械導入・実証支援・経営継承 561
27補正	施設整備・機械導入・実証支援 610	R2補正	施設整備・機械導入・実証支援・経営継承 462
28補正	施設整備・機械導入・実証支援 685		

畜産クラスターの取組事例①

酪農

(北海道 S町)

後継者不在の酪農家と若手が集まって、
次世代につながる経営集団を形成

○現状と課題

- 施設が老朽化している上、家族だけでは作業がきつい
- しかし、後継者もおらず、新たな施設投資・規模拡大もできない

○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額:3.2億円)



- 効果
- 各自の能力を活かした役割分担により、作業を効率化し、労働負担を軽減
 - 新規整備した施設を、若手や新たな担い手に継承

○目指す姿

- 協業法人が新たな担い手を受け入れ、経営者が代替りすることにより、生産基盤を継承し、発展

酪農

(熊本県 K市)

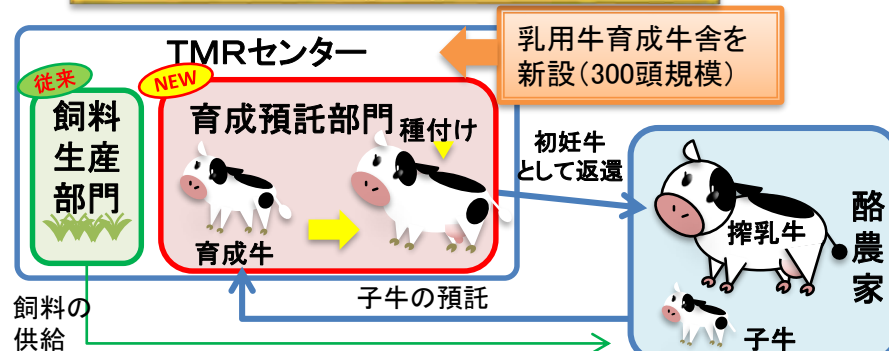
TMRセンターが、飼料生産と子牛育成を請け負う
ことで能力の高い搾乳牛を安価で提供を可能に

○現状と課題

- TMRの活用により飼料生産の手間は省けたが、育成部門の飼養管理は難しい
- 他方で他地域からの初妊牛導入は高つく

○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額:1.9億円)

TMRセンターが育成預託事業を開始



- 効果
- 育成に係る労働負担が軽減され、搾乳・規模拡大へ集中
 - 高度な育成牛の飼養管理で高能力の乳牛が安く手に入る

○目指す姿

- 地域全体で牛群の能力を向上させ、地域の生乳生産量を拡大

畜産クラスターの取組事例②

肉用牛

(島根県 1町)

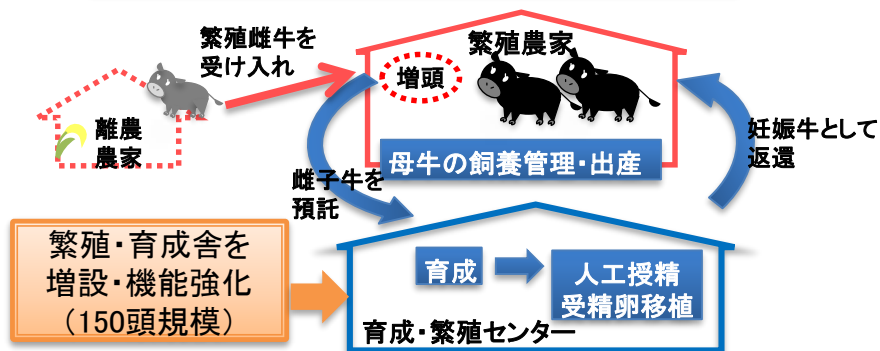
繁殖センターに子牛の育成を集約させ、
繁殖農家は空きスペースを活用して規模拡大

○現状と課題

- ・ 繁殖農家が多く離農してしまい、地域の飼養頭数が減少
- ・ 残る繁殖農家も離農者の雌牛を引き受ける余力がない

○畜産クラスター事業の活用・効果(協議会への配分額:0.2億円)

育成・繁殖センターの機能を強化



効果

- ・ 繁殖農家が母牛の管理に専念
- ・ また、繁殖農家は空きスペースを活用して、離農農家の繁殖雌牛を引き受けて、規模拡大

○目指す姿

- ・ 繁殖農家が地域全体で規模拡大を図り、肥育農家に安定的に子牛を供給

養豚

(茨城県 U市)

地域飼料資源を活用して飼料費の低減と
豚肉の高付加価値化ができるよう養豚農家を支援

○現状と課題

- ・ 養豚農家は輸入飼料に依存し、高い配合飼料を購入
- ・ 未利用等資源を活用したくても、施設やノウハウがない

○畜産クラスター事業の活用・効果(協議会への配分額:1.1億円)

地域の未利用資源を飼料として活用



効果

- ・ 食品小売店や研究機関等が連携し、地域の未利用資源を確保し、給与技術を確立
- ・ 販売会社は、付加価値を高めた銘柄豚肉の販売戦略を構築

○目指す姿

- ・ ブランドの確立により、豚肉生産の競争力を強化し、資源循環型社会を実現させた地域全体の収益向上

畜舎整備に活用可能な事業

【酪農・畜産】畜舎を整備したい



● 畜産クラスター事業 R2補正【一部基金】:462億円の内数

我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、畜舎の整備等を支援します。

特に、重点的に進めるべき課題に対応するため、

- ① 「総合的なTPP等関連政策大綱」に位置づけられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けた「肉用牛・酪農重点化枠」
- ② 原料乳のコスト低減や高品質化に向けた取組を支援する「国産チーズ振興枠」
- ③ 中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
- ④ 我が国の高品質な畜産物の輸出拡大につながる取組を支援する「輸出拡大優先枠」
- ⑤ 畜産環境対策の取組を優先的に採択・分配する「環境優先枠」を設定します。

補助率: 1/2以内
支援対象者: 中心的な経営体

● 畜産経営体質強化支援資金融通事業 R2補正【基金】

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体又は認定農業者に対し、畜舎を整備するなど経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を措置します。

融資枠: 43億円(既存基金を活用、R2.11月末時点)
基金管理団体: 民間団体

● 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 R3当初:200億円の内数

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な畜舎等の整備を支援します。

交付率: 都道府県へは定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

【酪農・畜産】

簡易畜舎を整備したい



● 酪農経営支援総合対策事業

【ALIC事業】 R3年度:46億円の内数

後継牛の育成等のための簡易畜舎の整備や後継者に対し畜舎の増改築資材の共同購入や簡易施設・装置の導入等を支援します。

補助率: 1/2以内
事業実施主体: 生産者団体等

● 肉用牛経営安定対策補完事業

【ALIC事業】 R3年度:36億円の内数

繁殖雌牛の増頭に取り組む生産者集団等(生産者集団、農協、農協連、公社及び一般社団法人等)が、繁殖雌牛の増頭のための簡易牛舎(育成牛舎を含む。)整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材の導入について支援します。

補助率: 1/2以内
事業実施主体: 都道府県団体、民間団体



簡易畜舎とは？

増頭等のために補助的に使用する畜舎等

木造・パイプハウスの場合

・ 500㎡以下

鉄骨の場合

・ 200㎡以下

等

家畜の増頭・導入に活用可能な事業

【肉用牛】繁殖雌牛を増頭・導入したい



● 畜産クラスター事業のうち生産基盤拡大加速化事業

R2補正【基金】:133億円の内数

- ・ 輸出に適した和牛肉を増産するため、畜産クラスター計画に基づき、優良な和牛繁殖雌牛を増頭する場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。

補助率:定額(繁殖雌牛飼養頭数が50頭未満の経営体:24.6万円/頭
50頭以上の経営体:17.5万円/頭)

事業実施主体:民間団体

● 肉用牛経営安定対策補完事業【ALIC事業】 R3年度:36億円の内数

- ・ 中核的担い手育成増頭推進

地域の中核的担い手又は生産者集団が、優良繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。

- ・ 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

生産者集団が、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛を導入し、農家に貸付を行う取組に対して奨励金を交付します。

補助率:定額(中核的担い手育成増頭推進 8万円/頭、10万円/頭
遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 6万円/頭、9万円/頭)

事業実施主体:都道府県団体、民間団体

● 畜産生産力・生産体制強化対策事業 R3年度:9億円の内数

- ・ 繁殖肥育一貫経営化に向け、交雑種雌牛を借り腹として和牛の受精卵移植を行うことによる繁殖雌牛確保の取組を支援します。

補助率:定額(交雑種の導入:15千円/頭)
1/2以内(受精卵移植経費:7万円/頭を上限)

事業実施主体:都道府県団体、民間団体

● 公共牧場機能強化等体制整備事業 R3当初:1億円

- ・ 輸出に適した優良な和牛を生産するための繁殖雌牛の導入を支援します。

補助率:1/2以内(上限有)
事業実施主体:地方公共団体、農業者団体等

【酪農】乳用牛を増頭・導入したい



● 畜産クラスター事業のうち生産基盤拡大加速化事業

R2補正【基金】:133億円の内数

- ・ 都府県酪農の生産基盤強化のため、畜産クラスター計画に基づき、乳用後継牛を増頭する場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。

補助率:定額(27.5万円/頭)
事業実施主体:民間団体

● 酪農経営支援総合対策事業【ALIC事業】 R3当初:46億円の内数

- ・ 後継者への初妊牛導入を支援します。
- ・ 後継牛の地域内生産、後継牛育成のための広域預託を推進する取組を支援します。
- ・ 地域内で離農する酪農家等からの搾乳牛の継承を支援します。

補助率:定額(後継者への導入5万円/頭、継承等3.2万円/頭)
1/2以内、上限27.5万円/頭

事業実施主体:生産者団体等

【養豚】優良種豚を導入したい



● 養豚経営安定対策補完事業 【ALIC事業】 R3年度:2億円の内数

- ・ 生産コストの低減を図るため、肉豚生産者による優良純粋種豚の導入等を支援します。

補助率:1/2以内(上限有)
事業実施主体:民間団体等

【酪農・畜産】施設整備と一体で家畜を導入したい



● 畜産クラスター事業

R2補正【一部基金】:462億円の内数

- ・ リース方式の施設整備を行い規模拡大する場合の家畜導入を支援します。

補助率:1/2以内(上限有)
支援対象者:中心的な経営体

労働負担軽減・省力化に活用可能な事業

【酪農・肉用牛】ヘルパーを活用したい



- **酪農経営支援総合対策事業【ALIC事業】 R3年度:46億円の内数**
①職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、就業前後の研修や外国人材の活用等の人材確保・育成、②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び③広域利用調整、酪農ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援します。
〔補助率:定額、1/2以内 等
事業実施主体:生産者団体等〕
- **肉用牛経営安定対策補完事業【ALIC事業】 R3年度:36億円の内数**
肉用牛ヘルパー(肉用牛農家が相互に助け合う取組)を推進するため、ヘルパー組合の組織強化や、肉用牛飼養農家の傷病時や高齢者の飼養管理作業等のヘルパー活動に対して支援します。
〔補助率:1/2以内
事業実施主体:生産者団体等〕

【酪農・肉用牛】省力・軽労化のための機器を導入したい



- **畜産ICT事業 R3当初:13億円の内数**
- **楽酪GO事業【ALIC事業】 R3当初:55億円の内数**
酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入を支援します。
〔補助率:1/2以内
事業実施主体:民間団体〕

【肉用牛】公共牧場を強化したい



- **公共牧場機能強化等体制整備事業 R3当初:1億円**
輸出に適した優良な和牛を生産するための施設・機械、放牧地の整備等を支援します。
〔補助率:定額、1/2以内
事業実施主体:地方公共団体、農業者団体等〕

【酪農・肉用牛】飼料生産組織を強化したい



- **畜産クラスター事業 R2補正【一部基金】:462億円の内数**
我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたTMRセンターの整備等を支援します。〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕
- **強い農業・担い手づくり総合支援交付金 R2当初:200億円の内数**
TMRセンター等における国産粗飼料や飼料用米の保管・調製施設の整備を支援します。
〔補助率:1/2以内 事業実施主体:農業者団体等〕
- **畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち
飼料生産組織高効率化対策 R3当初:9億円の内数**
飼料生産組織の作業効率化・運営強化にかかる取組への支援により、良質な国産粗飼料の生産・利用拡大を推進します。
〔補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:農業者団体等〕

【酪農・肉用牛】預託施設を活用したい



- **畜産クラスター事業 R2補正【一部基金】:462億円の内数**
我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたCS(キャトルステーション)、CBS(キャトルブリーディングステーション)の整備等を支援。〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕
- **酪農経営支援総合対策事業【ALIC事業】
R3年度:46億円の内数**
乳用牛を広域的に預託する取組を支援。
〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕

畜産におけるGAPの取組について

畜産における農業生産工程管理(Good Agricultural Practices)とは

農業生産活動の持続性を確保するため、

①食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、②これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のこと。

畜産におけるGAPの推進状況(2021年6月9日時点)

単位:経営体数

	合計	畜種別						備考
		乳用牛	肉用牛	乳用牛・肉用牛・子牛・豚	豚	採卵鶏	肉用鶏	
JGAP家畜・畜産物	222	32	65	0	47	48	30	乳用牛のうち13経営体は肉用牛でも取得、1経営体は肉用牛・採卵鶏でも取得。肉用牛のうち1経営体は、乳用牛・豚でも取得
GLOBALG.A.P.	3	2	0	1	0	0	0	
GAP取得チャレンジシステム	42 [※]	4	21	0	7	2	8	JGAP家畜・畜産物認証を取得した53経営体を除く

・2017年3月31日にJGAP家畜・畜産物の基準書を公表、同年8月21日から農場の認証を開始。

※JGAP家畜・畜産物認証の取得等を検討中の経営体を除く。

・2017年8月31日からGAP認証取得の準備段階の取組であるGAP取得チャレンジシステムの運用を

(参考) 開始 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した調達コード
持続可能性に配慮した畜産物の調達基準(概要)

要件	要件への適合を示す方法	要件を満たした上で推奨される事項
①食材の安全 ②環境保全 ③労働安全 ④アニマルウェルフェア	・JGAP、GLOBALG.A.P. 認証 ・組織委員会が認める認証スキームによる認証 ・GAP取得チャレンジシステムによる確認	・有機畜産により生産 ・農場HACCPの下で生産 ・エコフィードを用いて生産 ・放牧畜産実践農場で生産 ・障がい者が主体的に携わって生産

畜産農家が利用できる主な融資制度について

【運転資金対策】

○スーパーS資金

経営改善計画の達成に必要な運転資金を融通。

- ・貸付対象：認定農業者
- ・借入方式等：極度借入方式又は証書貸付で利用期間は、原則として計画期間。
- ・借入金利：変動金利制
- ・限度額：個人500万円、法人2,000万円（畜産経営については、それぞれ4倍まで）

○農林漁業セーフティネット資金

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合に運転資金を融通。

- ・償還期限：10年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.16%～0.17%（令和3年5月19日現在）
- ・限度額：【一般】600万円【特認】年間経営費等の6/12以内

子牛価格の高止まりの影響を受けた肉用牛肥育経営を営む者の特例
・実質無担保・無保証人化

○家畜疾病経営維持資金

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、維持に必要な低利資金を融通。

【経営再開資金】

- ・貸付対象：口蹄疫等の発生に伴う家畜の処分等により経営の停止等の影響を受けた者。
- ・償還期限：7年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.80%（令和3年5月19日現在）
- ・限度額：個人2,000万円、法人8,000万円

【経営継続資金】

- ・貸付対象：口蹄疫等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営継続が困難となった者。
 - ・償還期限：7年以内（据置3年以内）
 - ・借入金利：0.80%（令和3年5月19日現在）
- #### 【経営維持資金】
- ・貸付対象：口蹄疫等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者。
 - ・償還期限：7年以内（据置3年以内）
 - ・借入金利：0.80%（令和3年5月19日現在）

※経営継続資金・経営維持資金の限度額
（1頭又は100羽当たり）
乳用又は肥育用牛 13万円、
繁殖用雌牛 6.5万円、肥育豚 1.3万円、繁殖豚 2.6万円、
家さん 5.2万円 等

【体質強化推進対策】

○畜産経営体質強化支援資金

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（当初5年間は無利子）の一括借換資金を融通。

- ・貸付対象：畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者
- ・償還期限：【酪農及び肉用牛】25年以内（据置5年以内）
【養豚】15年以内（据置5年以内）
- ・借入金利：0.35%（令和3年5月19日現在）
- ・融資枠：43億円（令和2年11月30日現在）

※融資以外に「乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業」により、乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に依る保証料を免除。

【施設等資金対策】

○スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

家畜の購入・育成費、農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得等、農業経営改善計画の達成に必要な長期資金を融通。

- ・貸付対象：認定農業者
- ・償還期限：25年以内（据置10年以内）
- ・借入金利：0.16%～0.30%（令和3年5月19日現在）
「人・農地プラン」に地域の中心と位置づけられた認定農業者が借り入れる本資金については貸付当初5年間実質無利子
- ・限度額：個人3億円（複数部門経営等は6億円）、法人10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）

○経営体育成強化資金

家畜の購入・育成費、農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得等、経営改善を図るのに必要な長期運転資金を融通。

- ・貸付対象：農業を営む者
- ・償還期限：25年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.30%（令和3年5月19日現在）
- ・限度額：個人1.5億円、法人5億円の範囲内で①～③の合計額
①前向き投資資金 負担額の80%
②再建整備資金（制度資金以外の負債整理） 個人1,000万円～2,500万円
法人4,000万円
③償還円滑化資金 経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払われる既往借入金等の各年の支払額の合計額

○農業近代化資金

畜舎、畜産物の生産・加工・流通等に必要な施設整備、家畜の導入・育成に必要な資金を低利で融通。

- ・貸付対象：農業を営む者、農協、農協連合会
- ・償還期限：資金使途に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）
- ・借入金利：0.30%（令和3年5月19日現在）
（認定農業者の特例：0.16%～0.30%）
- ・限度額：農業を営む者 個人1,800万円、法人・団体2億円 農協等15億円

【負債対策】

○畜産特別資金（大家畜・養豚特別支援資金）

負債の償還が困難な経営に対し、経営指導を行うとともに、長期・低利の借換資金を融通。

- ・償還期限：【大家畜】・一般：15年以内（据置3年以内）
特認・経営継承：25年以内（据置5年以内）
【養豚】・一般：7年以内（据置3年以内）
特認・経営継承：15年以内（据置5年以内）
- ・借入金利：0.30%（令和3年5月19日現在）
- ・融資枠：500億円（平成30年度～令和4年度）

※上記以外に利用できる負債整理資金としては、以下の資金を措置。

- ・農業経営負担軽減支援資金（民間金融機関）
- ・経営体育成強化資金（公庫資金）

総合的なTPP等関連政策大綱(畜産関係抜粋)

令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定

Ⅱ TPP等関連政策の目標 3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

強い農林水産業・農山漁村をつくりあげるため、我が国農林水産関係の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等、確実に再生産が可能となるよう、万全の対策を講ずる。ただし、政策大綱策定以降、各種の体質強化策がとられてきたが、実績の検証や協定発効後の動向等を踏まえ、必要な施策を実施する。

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを生かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月策定)に基づき以下の具体的施策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、輸出拡大のペースを加速する。

- 官民一体となった海外での販売力の強化
- リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開
- 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸物流の構築
- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- 日本の強みを守るための知的財産対策強化

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備やスマート農業の活用等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を中小・家族経営や条件不利地域も含めて強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。国産チーズ等の競争力を高めるため、原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進する。また、海外をはじめ今後も増加の見込まれる需要に対応するため、肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化や、それを支える環境の整備、生産現場と結びついた流通改革等を推進する。

② 経営安定・安定供給のための備え

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP等発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○牛肉・豚肉、乳製品

- 国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり着実に実施する。
- ・ 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)及び肉豚経営安定交付金(豚マルキン)について、法制化し、補填率を引き上げ(8割→9割)、豚マルキンについては国庫負担水準の引き上げ(国1:生産者1→国3:生産者1)を行ったことを踏まえ、引き続き、両交付金制度を適切に実施する。
 - ・ 経営の実情に即して肉用子牛保証基準価格を引き上げた肉用子牛生産者補給金制度を、引き続き、適切に実施する。
 - ・ 生クリーム等の液状乳製品を対象に追加し、補給金単価を一本化した加工原料乳生産者補給金制度について、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直しつつ、着実に実施する。

(3) 知的財産

TPP等の締結に合わせて講じた制度改正等の措置について、適切な運用等を行う。農林水産物等の地理的表示(GI)や植物新品種及び和牛遺伝資源保護を進め、我が国農林水産物等の競争優位性を守ること、農林水産物の輸出を促進する。

Ⅲ 今後の対応

農林水産分野の対策の財源については、TPP等が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。

また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。

Ⅳ 政策大綱実現に向けた主要施策 3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

(海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)による支援、有機等の国際的認証の取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した輸物流の構築・確保、施設の整備及び海外でのコールドチェーンの整備、輸出重点品目の売り込みを担う品目団体又は生産・流通・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化、当該団体等の活動を現地で支援するための国の体制整備及び当該団体等とJETRO・JFOODOの連携強化、輸出先国の規制・ニーズに対応したHACCP施設等の整備や加工食品への支援、輸出先国の規制緩和・撤廃に向けた政府一体となった協議等による輸出環境の整備、輸出手続のデジタル化による事業者の負担軽減、植物新品種や和牛遺伝資源の流出を防ぐ知的財産対策の強化、日本の食文化の発信及びインバウンドと連携した輸出促進、食産業の海外展開に取り組む事業者への支援)

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

(畜産クラスター事業による中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充、これを後押しする草地の大区画化、スマート農業実証の加速化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大・高品質化、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備、チーズ向け生乳の新たな品質向上促進特別対策及び生産性向上対策・生産性拡大対策、製造設備の生産性向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援、乳製品の国内外での消費拡大対策、肉用牛・酪農経営の増頭・増産対策、家畜排せつ物の処理の円滑化対策)

○農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)の着実な実施

② 経営安定・安定供給のための備え

主要施策はⅡに記載されているとおり

(3) 知的財産

○和牛遺伝資源の保護の促進

(和牛遺伝資源の流出管理対策の実施、知的財産的価値の保護の推進)